

規制改革推進会議人材WG御説明資料

転職に関連する現行の取組について

平成28年11月18日

厚生労働省

1 厚生労働省におけるこれまでの取組

(1) 企業年金・個人年金におけるライフコースの多様化へ

の対応 (p1-4)

(2) 地方版HW (p5-7)

(3) 働く人の潜在能力の向上 (p8-10)

2 法定休暇付与の早期化 (p11-21)

- 1 厚生労働省におけるこれまでの取組
 - (1) 企業年金・個人年金における
ライフコースの多様化への対応

企業年金・個人年金の資産の持ち運び（ポータビリティ）について

- 企業年金・個人年金は、公的年金制度と相まって老後の所得を保障する機能を果たすものであり、ライフコースの変化等により転職などを行う場合にも、年金として続けることが重要。
- 資産の持ち運び（ポータビリティ）とは転職時に制度間（例：DB→DC）の資産移換と期間通算を可能とするもの。ポータビリティの確保により、転職先の制度設計や下記の可能性を考慮に入れた加入者にとっての選択肢が広がる。
 - ・ 資産を移換することで、より効率的な運用ができる可能性がある。
 - ・ 年金に係る諸手続を、複数の制度に対して行う負担が軽減される可能性がある。

※関連会社への出向等のケースでは特にニーズが大きい。
- 企業年金・個人年金の加入者がライフコースの変化等により転職をしても、過去に積み上げてきた資産を年金として継続できるよう、これまでもポータビリティの拡充に向けた改正を重ねてきた。

	適格退職年金/厚生年金基金	確定給付企業年金（DB）	確定拠出年金（DC）	社会経済・公的年金等の動き
平成9 10 12 13	(昭和37年適格退職年金創設) (昭和41年厚生年金基金創設) 適格退職年金の10年後廃止決定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 事業所単位でDB間及びDB⇒DCの資産移換が可能に </div> 確定給付企業年金法案提出 確定給付企業年金法成立 確定給付企業年金法施行 ポータビリティの拡充	確定拠出年金法案提出 確定拠出年金法成立 確定拠出年金法施行 中途脱退要件の緩和	規制緩和推進計画を閣議決定（確定拠出年金の導入検討） 平成16年公的年金制度改正 リーマン・ショック
14 17 20 21		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 個人単位でDB間及びDB⇒DCの資産移換が可能に </div>		
23 26	適格退職年金の廃止 厚生年金保険法等改正法（平成25年法律第63号）施行 - 厚生年金基金の新設不可 - 5年間の特例解散制度の創設 - 上乗せ部分の他制度移換促進	年金確保支援法（平成23年法律第93号）成立		
28	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> 厚生年金基金からDB・DCへの移換の選択肢拡大 </div>	- 手続きの簡素化 - ポータビリティの拡充 （※）	- 加入者範囲の見直し - ポータビリティの拡充 、等	
		確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第66号）成立		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> DC⇒DBの資産移換等が可能に </div>		

※ なお、退職金は、個々人の退職時に払い出すことを本旨としているが、中小企業退職金共済に契約する企業と企業年金を実施する企業が合併する際には、同じ会社で両制度が並立しないよう、制度移換できることとした。